

生駒市規則第 26 号

生駒市交通遺児奨学金支給条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市交通遺児奨学金支給条例施行規則を廃止する規則

生駒市交通遺児奨学金支給条例施行規則（昭和 45 年 3 月生駒市規則第 4 号）

は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に廃止前の生駒市交通遺児奨学金支給条例（昭和 45 年 3 月生駒市条例第 13 号）の規定により交通遺児奨学金の受給資格の認定を受けている者については、廃止前の生駒市交通遺児奨学金支給条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。